

喜多方市社会教育関係団体 認定申請の手引き

喜多方市教育委員会 生涯学習課

— 目次 —

1	社会教育関係団体の認定制度	1
2	認定基準	1～2
3	認定の流れ	2
4	認定継続の手続き	3
5	認定内容の変更	3
6	認定の取り下げ	3
7	認定の取り消し	4

1 社会教育関係団体の認定制度

(1) 社会教育関係団体とは

法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいいます。（社会教育法第10条）

(2) 社会教育に関する事業とは

技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の事業のことです。

また、個人の趣味・教養を充実させるだけでなく、日ごろの活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営がされている活動でもあります。

【事業の例】

- 学習活動（話し合い、ワークショップ、講演会、講習会、研修会など）
- 体育・レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- 文化芸術活動（料理、園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画など）
- ボランティア活動（子ども・高齢者に関わる活動、まちづくりボランティアなど）

【成果を生かした活動例】

- 作品の展示会や演奏会、発表会など
- 学習の成果を生かしたボランティア活動など（学校支援や公民館との協働）
- 習得した技術を生かして初心者等に教えるなど

(3) 社会教育関係団体ではない事例

- ① 講師や指導者が代表者であったり、塾やカルチャースクールのように講師や指導者が中心となり、月謝（会費）・参加費等を徴収し活動している団体
- ② 企業や学校の部活動・クラブ活動・サークル等の一環として活動をしている団体
- ③ 営利性があると認められる活動をしている団体
- ④ 特定の政治・宗教活動をしている団体
- ⑤ 学習・文化・スポーツ等の活動がなく、会員相互の親睦や交流のみを目的として活動をしている団体（家族だけで構成されている団体も含む）

2 認定基準

社会教育関係団体として認定することができる団体は、以下の通りです。

(1) 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とすること。

※ 政治活動、宗教活動および営利事業を行う団体は除く。

(2) 規約または会則を有すること。

- (3) 団体の意志を表明する代表者が定められ、団体を形成し、継続して活動する組織機構が確立していること。

＜具体的に＞

- ① 役員として、会計や監査が置かれていること。
 - ② 団体の意志を決定し執行する機構を有すること。
 - ③ 構成員がおおむね5人以上であり、原則として構成員の2分の1以上が市内に在住・在勤・在学していること。
 - ④ 加入および脱退が自由に認められていること。
 - ⑤ 設立後1年を経過し、社会教育に関する事業の活動実績があること。
- (4) 団体活動の本拠として事務所を市内に有すること。
- (5) 事業計画並びに予算および決算を有すること。

3 認定の流れ

(1) 認定申請

社会教育関係団体認定申請書に以下の書類を添えて申請します。【申請者】

- ① 事業計画書および予算書
 - ② 事業報告書および決算書
 - ③ 会員名簿
 - ④ 役員名簿
 - ⑤ 規約又は会則
 - ⑥ 団体の概要
- (2) 社会教育委員から意見の聴取【教育委員会】
社会教育委員の会議で、社会教育委員から意見を聴きます。(年4回程度開催)
- (3) 認定または却下の決定【教育委員会】
社会教育委員の意見を踏まえ、認定または却下の決定をして申請者に通知します。

- ・ 認定されると、施設使用料の減免が受けられるようになります。

※ 社会教育委員の会議は年4回程度の開催のため、申請から認定まで数か月を要する場合があります。その場合、施設使用料減免の対象となるのは認定日以降に施設を利用する場合となります。(申請日以降ではありません。)

- ・ 有効期間は、認定の日から翌年の6月30日までです。

※ 途中で認定された場合でも認定満了日は6月30日です。

4 認定継続の手続き

認定を継続する場合は、毎年6月30日までに、社会教育関係団体認定継続調査書に以下の書類を添えて提出します。

- (1) 事業計画書および予算書
- (2) 事業報告書および決算書
- (3) 会員名簿
- (4) 役員名簿
- (5) 規約又は会則

- ・ 添付書類は、全ての内容が記載されている場合は総会資料でも可です。
- ・ 6月30日時点で最新のものを提出してください。
(例 総会が毎年5月…当年度の総会資料、総会が毎年12月…前年度の総会資料)
- ・ 提出がない場合は、認定取り消しとなります。
- ・ 提出ができない特段の事情がある場合はご相談ください。



(公財)喜多方市体育協会事務局および喜多方市スポーツ少年団本部からも総会資料等の提出を求められる場合がありますが、提出の目的や趣旨が違いますので、それぞれに提出してください。

5 認定内容の変更

認定内容に変更が生じた場合は、社会教育関係団体変更届出書を提出してください。

【変更届が必要な例】

- ・ 代表者が変わった
- ・ 事務所の所在地が変わった
- ・ 事務局（連絡先）が変わった ・ ・ ・ ・ など

※ 会員の入会・退会は届出の必要はありません。認定継続の際に最新の会員名簿を添付してください。

6 認定の取り下げ

認定の有効期間内に認定を取り下げる場合は、社会教育関係団体認定継続取下書を提出してください。

代表者・事務局等の変更や取り下げの届出を行いませんと、前の代表者や事務局へ電話連絡がいたり、連絡文書などが正確にお届けできないなどの不都合が生じますので、変更・取り下げの届出は速やかに行ってください。

7 認定の取り消し

団体支援の公平性および施設の有効利用のため、以下の場合には認定を取り消します。

- (1) 認定団体が虚偽の申請により認定を受けた場合
- (2) 認定継続調査書の提出がないとき
- (3) 認定団体が認定の要件を欠くに至った場合
- (4) その他、認定団体としてふさわしくない行為等があったとき

規則・要綱・各種様式は喜多方市ホームページからもダウンロードできます。

●問い合わせ先

喜多方市教育部生涯学習課生涯学習係

電話：0241-24-5318

メール：lifelong@city.kitakata.fukushima.jp

ファックス：0241-25-7075